

**緊急事態宣言解除後での、岡山大学医学部・歯学部学生が岡山大学病院の定める「多発発生地域」において科目内学外実習を行うための6つの必要条件**

※ 2021年6月14日時点における、岡山大学病院の定める「多発発生地域」は下記である。

「多発発生地域」＝北海道・埼玉・東京・千葉・神奈川・愛知・大阪・兵庫（尼崎市・西宮市・神戸市のみ）、福岡、沖縄、および、海外「各国」

1. 受入れ施設は、実習を開始する時点で、管理者または病院長が、当該学生の受入れを許可している。
2. 受入れ施設は、その施設などで新型コロナウイルス感染者などが発生した場合、必要に応じて、実習生のPCR検査などを実習生の費用負担なく実施する。
3. 実習生は、実習を開始する時点で、体調は良好で、新型コロナウイルス感染症に罹患していない。または、それを疑わせる症状を呈していない。
4. 実習生は、実習を開始する時点で新型コロナウイルスワクチンを完遂（2回接種）して14日以上経過している（7月上旬までは、必ずしも14日以上である必要はない）、かつ、常時、マスク着用や手指消毒などの基本的感染対策を遵守しているという条件下で、岡山県に戻ってからの待機期間およびPCR検査を不要とする。
5. 受入れ施設および実習生は、実習を行う上での「6つの注意点（別紙）」を厳守する。もし、その注意点を逸脱した場合、実習生はそのことについての理由書を提出する。
6. 新型コロナウイルス感染症の全国流行状況や国・都道府県などの要請、あるいは、岡山大学の判断により急遽、実習計画が中止・延期・変更されることがあることに合意されている。

**感染制御部作成（2021年6月15日）**